

② 監禁室 1939年3月



1916年療養所長に懲戒検束権が附与され、1931年には「国立らい療養所患者懲戒検束規定」が制定、園長の権限で監禁室の使用が認められました。親の不幸で帰りたくても許可が出ず逃走し、やがて帰園した者、松の木を1本切った者、賭博をした者等が監禁室に入れられました。当時この敷地は、入所者の立入禁止区域で今のような道路ではなく、監禁される者は自分で布団を担ぎ、船で監禁室の下の浜に乗せられて来ました。特に手錠をかけられることもなく、監視人は夜になると帰っていました。食事は1日1回、2個のにぎり飯と沢庵一切れ、梅干1個と水であったそうです。監禁室は1939年から1953年まで使用され、その後、廃墟となっていました。2002年5月に歴史的建造物として修復し保存されています。